



本競技会は、日本自動車連盟 (JAF) 公認のもと、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則書およびその細則、並びに本特別競技規則書に従って開催される。

第 1 条 大会名

2023 エビスラップタイムアタック I・II・III

第 2 条 オーガナイザー

株式会社 エビスサーキット

〒964-0088 福島県二本松市沢松倉 1 番地 TEL.0243-24-2972

第 3 条 開催日・申込期間

第 1 回 4 月 16 日 (日) 【申込期間：3/16～4/3 (月)】
 第 2 回 7 月 9 日 (日) 【申込期間：6/9～6/26 (月)】
 第 3 回 9 月 3 日 (日) 【申込期間：8/3～8/21 (月)】

第 4 条 開催コース

エビスサーキット 東コース (2,061m 右回り)

第 5 条 大会役員・主要競技役員

大会組織委員長	熊久保信重	同委員	片岡 英一	同委員	齋藤 豪
大会審査委員長	柳下 雄二	同委員	熊久保明美	同委員	清野 茂
競技長	菅野美由紀	副競技長	加藤 俊彦		
コース委員長	大槻 千秋				
計時委員長	加藤 俊彦				
技術委員長	鳴海 友明				
救急委員長	菅野美由紀				
大会事務局長	菅野美由紀				

* 大会医師は大会プログラムで示す。

第 6 条 参加について

1. 申込先
 〒964-0088 福島県二本松市沢松倉 1 番地 TEL.0243-24-2972
 エビスサーキット内ラップタイムアタック事務局

2. 申込方法

【現金書留】 参加申込書と車両申告書を必要事項を記入して参加料を添えて現金書留で送付する。

【WEBエントリー】 エビスサーキット HP トップより「WEB エントリー」ページを開き、

参加する大会名を選んで手続きする。支払いを完了時点でエントリー

完了となる。コンビニ支払い、カード決済可能。



3. 参加料金

本年度初回エントリー…20,000 円

2 回目以降…18000 円 * 参加者 1 台にピットクルーは 3 名までとする。

4. 参加受理書

正式に受理された者に参加受理書を郵送する。正式に受理された参加料は一切返金しない。

5. 参加定員

- ① 40 台 (20 名 × 2 組) 走行時)
- ② 競技運営、タイムスケジュールなどの都合により参加定員を定める場合がある。
- ③ 参加受付の優先順位は申し込み順とする。

6. エントリーの拒否

オーガナイザーは、理由を明かすことなくエントリーを拒否することができる。この場合、拒否の通知とともに参加料より手数料 3000 円を差し引いた金額を返却する。

7. ゼッケンナンバー

ゼッケンナンバーはオーガナイザーが指定し、受理書に示される。

第 7 条 競技の内容

1. 種目と格式

- ① 種目：サーキットトライアル
- ② 格式：準国内 (JAF 公認部門) / クロースド部門

2. 参加車両とクラス区分

- ① 2023 年 JAF 国内競技車両規則 P. N. S. A. B 車両
- ② ターボ等過給装置付きエンジンは、元の排気量に 1.7 倍のクラスに移行される。
- ③ ローターリーエンジンは、元の排気量に 1.5 倍のクラスに移行される。
- ④ クラス区分

1) JAF 公認部門

区分	排気量と駆動式
LTA1	気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動
LTA2	気筒容積 2000 cc 以下の 2 輪駆動
LTA3	気筒容積無制限の 2 輪駆動
LTA4	排気量制限なし、駆動制限なし
LTA5	国産メーカーの 5 ナンバーサイズハイブリット車両
LTA6	国産メーカーの 3 ナンバーサイズハイブリット車両

2) クロースド部門

JAF ライセンスを所持していない方を対象としたクラス。競技会への体験参加を目的とする。

区分	排気量と駆動式
LTA-C1	気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動
LTA-C2	気筒容積 2000 cc 以下の 2 輪駆動
LTA-C3	気筒容積無制限の 2 輪駆動
LTA-C4	排気量制限なし、駆動制限なし
LTA-C5	国産メーカーの 5 ナンバーサイズハイブリット車両
LTA-C6	国産メーカーの 3 ナンバーサイズハイブリット車両

⑤ 参加台数が 6 台に満たない場合は、上位クラスへ編入、合併する場合がある。

(第 23 条 3. 参照)

第8条 使用タイヤ

1. 装着できるタイヤは、一般に国内で市販されているタイヤでなければならぬ。ただし縦溝のみのタイヤや通称Sタイヤとオーガナイザーが判断した銘柄は直ちに使用禁止とする。
2. タイヤ接地面にタイヤを一周する縦溝を有していること。
3. 必要な排水機能を有するもの。
4. 競技終了後に溝に残っていること。
5. ホイールアーチのいかなる部分とも接触していないこと。
6. 主に使用を禁止するタイヤ

プリザストン	POTENZA RE-11S
横浜ゴム	ADVAN A050
住友ゴム工業	DIREZZA 03G
ピレリ	P ZERO TROFEO R
ナンカン	Sportnex AR-1
フェデラル	FZ-201
ハンコック	Ventus TD
クムホ	TIRE ECSTA V710
トーヨータイヤ	TIRES PROXES R88R
フーゼジャー	Sportscar DOT Radial A7&R7

*ラリー競技タイヤやジムカーナタイヤは使用できません。
*タイヤについては、各メーカーのHP等でご確認ください。
*ストリート規格で車検（自動車検査登録制度）で合格したタイヤであっても大会に参加できない場合があります。

第9条 参加資格

1. JAF公認部門
有効な国内B級ライセンスあるいは国内A級ライセンス所持者。ただし、過去2年間に全日本選手権及び地方選手権レース上位入賞者は除く。
2. クロースド部門
普通自動車運転免許所持者で当クラブの会員及び当日有効の準会員とする。
クロースド部門出場者は、国内B級ライセンスが申請で取得できる。

第10条 競技方法

20分間のラップタイム計測×2ヒート

第11条 燃料

ガソリンスタンドで一般市販されているレギュラーガソリンおよび無鉛ハイオクガソリンとする。

第12条 ドライバーの変更

1. 原則として変更できない。
2. 負傷などやむを得ない理由で参加できない場合、大会審査委員会の承認を得て変更することができる。この申請は、変更手数料10000円を添えて公式車両検査10分前までに文書で大会事務職に届けること。

第13条 車両変更

1. 変更手数料10000円を添えて公式車両検査までに文書で大会事務局に届け出ること。
2. スペアカーは使用できない。

第14条 参加者及びドライバーの遵守事項

1. 国内競技規則、同付則および本大会特別規則に従うものとし、これらに違反するものは、大会審査委員会の決定により罰則が適用される場合がある。
2. スポーツマンシップに則ったマナー、言動を保つこと。
3. 薬品などによって精神をつらくったり飲酒をしてはならない。
4. 喫煙は指定された場所以外で行ってはならない。
5. クレデンシャルカード (PASS) は、見やすいところへつけよう。
6. 会場内での空ぶかしや急発進、ブレーキテスト、暴走行為、エンジン始動中のジャッキアップをしてはならない。
7. パドック内における盗難、事故などには十分気をつけること。これらに関しては、参加者の責任とし、オーガナイザーは責任を負わない。

第15条 メディカルチェック

1. オーガナイザーがメディカルチェックを実施する場合、示された時間・場所においてメディカルチェックを受けること。
2. 1.以外にも競技長が必要と判断した時は、受診を支持する場合がある。

第16条 公式車両検査

1. タイムスケジュールに示す時間・場所において公式車両検査を受けること。
2. 車両以外に次の装備も検査を受ける。
 - ①ヘルメット (JIS規格C種またはSNELL等) 2022年JAF国内競技規則第4編付則『スピード行車競技用ヘルメットに関する指導要綱』に従うこと。
 - ②グローブ (指の出ない耐可燃性または皮製のもの)
 - ③服装は木綿製または耐火性の長袖および長ズボン
 - ④活動的なシューズ (レーシングシューズ、運動靴など)
3. 競技終了後、上位入賞車両及び抗議対象車両について車両分解検査などの再検査を行う場合がある。技術委員長が再検査を行う場合、参加またはその代理人が責任を持つて分解、組み立てを行うものとする。
4. オーガナイザーが配布する自動計測器 (発信器) を競技開始前に搭載すること。
5. 車検合格後に車両に変更を加えた場合、技術委員による再承認を受けること。
6. 公式車両検査を受けない場合、修正出来ない場合、技術委員長の行う再車検に応じない場合、検査の結果が不合格の場合は失格となる。これらにより出走が出来なかった場合でも参加料の返還はしない。

第17条 プリーフィング

すべてのドライバーの参加を義務付ける。欠席の場合、出走は認められずリタイヤとなる。

第18条 競技

1. コースイン

①1) 1回目：セーフティーカー（SC）先導により1周の慣熟走行を行う。準備の出来た車両からピットロード出口に待機する。慣熟走行はピットロード出口からホームストレートを通りピットロードに戻る。戻った車両は、ピットロード出口にてオフィシャルの合図まで待機する。

2) 2回目：準備のできた車両からピットロード出口に待機しオフィシャルの合図まで待機する。

3) オフィシャルの合図に従ってコースインする。

②ピットの出口および各自のピットから出走することができる。

③ピットの出口からトラックに続くホワイトラインを横切ってはならない。

2. 走行

①国際モータースポーツ競技規則付則H1項に従って表示される信号旗に従うこと。

②信号旗の意味

緑旗（フラッグタワー/ポスト）	コースイン/危険解除
黄旗	前方に障害物/危険あり、徐行、追い越し禁止
赤の縦縞のある黄旗	トラック上の表面が滑りやすい、注意
白旗	トラック上に低速走行車両があり
青旗	追い越し車両あり
黒旗（ゼッケンボードとに表示）	次の周に自己のピットに戻れ
オレンジ色の円形のある黒旗（ゼッケンボードと共に表示）	次の周に自己のピットに戻れ
赤旗	競技を中止し、直ちにピットに停止せよ
チェッカー旗	競技終了/チェッカー旗を受けた後は追い越し禁止

③国際モータースポーツ競技規則付則L1項第IV章『サーキットにおけるドライブレール行為のための規律』を遵守すること。

3. 計測

①コースイン後、スタートライン（緑旗振動表示）/最初のコントロール通過時点から計測を開始する。

②計測は、チェッカーフラッグを受けると計測される。ただし、チェッカーフラッグを最初に受けた車両がフィニッシュラインを通過した時点から2分後に計測は終了する。

③赤旗による中断が発生した場合、大会審査委員会の承認を得て、走行時間を短縮あるいは競技終了とする場合がある。

4. ピット

①ピットインする場合、100R手前の「P」看板から合図を出し、トラック右側を走行すること。

②ピットロードの制限速度は40km/hとする。

③作業エリアやピットロードでのリバーシギアは使用禁止。

①タイム計測中、ピット出口は解放されるが、ピットロード出口の信号が赤灯点灯の時は、コースインできない。

5. ホームストレート

①レーシングスピードで走行できなくなった場合、走行ラインを外して走行すること。

②コース左側で車両を停めた場合、コース横断は禁止とする。

6. 終了

①チェッカーフラッグは、発表された計測時間終了1分前には表示される。

②チェッカーフラッグを受けたらクールダウンラップを1周して自己のピットへ戻ること。クールダウンラップ中は追い越し禁止とする。

7. 順位の決定

①2回の計測でベストタイムベストタイムの速い者を上位とする。

②同タイムの場合、セカンドタイムにより決定する。

③同タイムの場合、ベストタイムを先に計測したものを上位とする。

④同時の場合、大会審査委員会の決定による。

⑤天候・トラックコンディションの変化は一切考慮されない。

8. 競技からの除外

競技続行または2回目の走行が危険と判断された場合、大会審査委員会の承認を得て当該走行から除外または2回目の走行を認めない場合がある。

第19条 賞典および賞の制限

1. 賞典

1位～3位 JAFメダル *その他は公式通知に示す。

2. 賞の制限

2～5台	6～7台	8～10台	11～12台	13～15台	16台以上
1位のみ	2位まで	3位まで	4位まで	5位まで	6位まで

第20条 損害の補償

1. 参加者は、参加車両及び、その付属品が破損した場合、理由の如何を問わずその責任は、参加者が負わなければならない。

2. 参加者、ドライバー、ピットクルーは、JAF、オーガナイザー、大会役員、競技役員及び係員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員、競技役員および係員は、その役務の最善を尽くすことはもちろんであるが、万が一その役務執行によって起きた参加者、ドライバー、ピットクルーの負傷、死亡および車両の損害に対して、JAF、オーガナイザー、大会役員、競技役員及び役員は一切の保障責任を負わないものとする。

第21条 抗議

参加者は、国内競技規則に従って抗議することができる。

第 22 条 大会の成立

第 1 ヒートが終了した時点で成立とする。

第 23 条 競技会の延期、中止、短縮、合併、分離

1. 保安上または不可効力のために競技会の実施があるいは統行が困難になった場合、大会審査委員会の決定により競技会の延期、中止および短縮を行う。中止の場合は参加料を返還する。
2. 短縮の場合はクラスごとに順位の判定ができるが、出来る限り該当クラスは成立したものとす。
3. 参加台数が 6 台に満たないクラスの場合は、そのクラスの走行を中止または他のクラスとの合併を行う場合がある。

第 24 条 オーガナイザーの権限

1. 本規則第 9 条 7. に示す参加の拒否
2. 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
3. すべての参加者、ドライバー、ピットクルー及び競技車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が行使用することを許可できる。

第 25 条 本特別競技規則の施行

本規則は、参加申込受付開始と同時に有効となる。

